

市川市告示第 77 号

車両制限令（昭和 36 年政令第 265 号）第 3 条第 4 項の規定に基づき、国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラー連結車（以下「国際海上コンテナ車」という。）の重量及び長さの最高限度を引き上げる道路として下記の道路を指定し、併せて、同令第 10 条第 2 項の規定に基づき、当該道路の通行方法を下記のとおり定める。

令和元年 7 月 31 日

市川市長 村越 祐民

1 指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区 間
市道 0103 号	千鳥町 1 5 番から塩浜一丁目 4 番まで
市道 0102 号	塩浜四丁目 2 番 2 から塩浜三丁目 3 1 番まで
市道 0115 号	二俣新町 1 7 番 3 から二俣新町 3 番 1 まで
市道 0112 号	上妙典 1 5 6 9 番 2 から高谷新町 2 4 番 1 まで
市道 0209 号	本行徳 2 5 5 4 番 3 9 から本行徳 2 5 5 4 番 1 2 まで
市道 9404 号	塩浜二丁目 4 番から千鳥町 1 5 番まで
市道 9399 号	塩浜三丁目 4 番 1 から塩浜 3 丁目 4 番 2 まで
市道 7119 号	高谷新町 1 4 番 9 から高谷新町 1 1 番 1 まで
市道 7120 号	高谷新町 1 1 番 1 から高谷新町 1 2 番 9 まで

2 指定する期日 令和元年7月31日

3 通行方法

次の通行方法によらなければならない。

(1) 交差点における左折又は右折の禁止

- ① 第1欄の道路から第2欄に所在する交差点（十字路、丁字路その他2以上の道路が交わる場合における当該2以上の道路の交わる部分をいう。以下同じ。）を右折して第3欄の道路に入ってはならない。

第1欄	第2欄	第3欄
市道0103号	市川市千鳥町	市道9404号

- ② 第1欄の道路から第2欄に所在する交差点を右折して第3欄の道路に入ってはならない。

第1欄	第2欄	第3欄
市道9404号	市川市千鳥町	市道0103号

(2) 交差点における左折又は右折にあたっての誘導

- ① 第1欄の道路から第2欄に所在する交差点を左折して第3欄の道路に入るときは、他の車両等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第17号に規定するものをいう。）又は自転車（以下「他の車両等」という。）との衝突の危険を生じさせないように、当該国際海上コンテナ車及び他の車両等の誘導を行う者又は車両を配置しておかなければならない。

第1欄	第2欄	第3欄
市道0103号	市川市千鳥町	市道9404号

- ② 第1欄の道路から第2欄に所在する交差点を左折して第3欄の道路に入るときは、他の車両等との衝突の危険を生じさせないように、当該国際海上コンテナ車及び他の車両等の誘導を行う者又は車両を配置しておかなければならない。

第1欄	第2欄	第3欄
市道9404号	市川市千鳥町	市道0103号